

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院
「看護師白衣賃貸借」に係る一般競争入札公告

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院が発注する「看護師白衣賃貸借」について、一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第5条の規定により公告します。

なお、本入札は年度開始前の契約準備行為であるため、令和7年度以降において本契約に係る予算が成立しなかった場合は、本入札による契約は解除するものとします。また、本入札における落札の効果は、令和7年4月1日の令和7年度予算発効時において効力を生ずるものとします。

令和6年11月22日

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院長 小嶋 裕一郎

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 看護師白衣賃貸借
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 履行場所 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号 山梨県立中央病院
- (4) 履行内容 別添「看護師白衣賃貸借仕様書」のとおり

2. 一般競争入札の参加資格

- (1) 各都道府県における物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格に規定する「物品等競争入札参加資格者名簿」に登載されている者のうち、“リース”及び“その他（役務）”を登録業種（役務）に含む者であること。
- (2) 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの5年間に、病床数が180床以上の医療機関における職員用被服賃貸借の履行実績があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に入札参加資格を得ている都道府県から指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒400-8506 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 総務課庶務担当
電話：055-253-7111 内線：2025 担当：荒居
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

この公告の日から令和6年11月29日（金）までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3の（1）の交付場所において交付する。ただし、病院機構のホームページ（入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

（3）入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を公告の日から令和6年11月29日（金）までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの期間に、3の（1）の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

（4）入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和6年12月4日（水）までに書面により通知する。

（5）質問の受付期間

令和6年11月22日（金）から令和6年11月29日（金）正午まで

（6）質問に対する回答期間

令和6年12月9日（月）までに質問者にFAX又は電子メール等により回答するとともに、山梨県立病院機構ホームページに随時掲載する。

（7）入札及び開札の日時及び場所

令和6年12月18日（水）午前10時00分 山梨県立中央病院2階 会議室1
※郵送による入札書は受領しない。

（8）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（9）入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札は無効とする。

（10）落札者の決定方法

入札公告に示した役務を履行できると院長が認めた入札者であって、契約事務取扱規程第8条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4. その他

（1）入札保証金

地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第7条第1項第2号の規定により免除する。

（2）契約保証金

地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第25条の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規程第26条各号の規定に該当する場合、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。